

免許を返納する高齢者等に対する自転車安全利用講習会について

資料5

運転免許返納者は、自らの生活における移動の利便性を犠牲にしている。

自動車並みといかないまでも、移動に資する自転車を安全に利用してもらうようになることで、失った利便性の補償を図る。

運転免許返納者の安全な自転車利用を促進するためには、長年にわたる運転により身に付けた自動車とは異なる、自転車の交通ルールを学びなおす機会を確保する必要がある。

このため、本格的な教習コースや教室の設備を備えた自動車運転教習所等において免許返納者に対して都がモデル的に自転車講習会を実施し、定着状況を踏まえて区市町村に移管していく。

○ 講習会内容

1 日程

6、10及び3月の年3回程度

2 会場

- (1) 自動車運転教習所（区部、多摩地域で開催）
- (2) 警視庁交通安全教育センター（世田谷区喜多見1-1-7）

3 実施形態

案1 自動車運転教習所全体を貸し切り、都または警察署若しくは教習所などが教習等を行う。

案2 一部教習所が実施している自転車教室のプログラムへの相乗りそれぞれ、高齢者に訴求力あるタレントの参加等により、効果的な広報を展開する。

4 内容

二段階右折や歩道上のルールなど自転車に特有のルールに関する講義、教習所コースを使用した自転車安全教室、理学療法士などによる身体機能向上・柔軟教室、講話

5 受講者

運転免許返納者を中心とし、1回当たり40～50名

- (1) 運転免許返納のため、運転免許試験場や運転免許更新センター等を訪れた高齢者
- (2) 地元区市町村や町内会を介した回覧板の回覧先在住の高齢者

6 周知方法

(1) リーフレットの配布

ア 警視庁等

- ・ 免許返納申請場所（運転免許試験場（府中・鮫洲・江東）、運転免許更新センター（新宿・神田）、都内の警察署）

イ 区市町村ほか高齢者福祉関連機関

地域包括支援センター、シルバー人材センター

ウ 地域の町内会、自転車店

(2) 広報東京都や東京都HPの活用



自動車教習所を活用した自転車教室（他県での例）